

「役員等の報酬及び費用弁償に関する規程」について

(目 的)

第1条 この規程は、役員、審査委員（以下「役員等」という）が職務のため勤務した場合の報酬及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

(報 酬 等)

第2条 役員等は、原則として無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

2. 常勤役員の年額報酬、期末手当の総額は年額2千万円以内とし、これを超える場合は評議員会の承認を受ける。なお、期末手当は、年間100万円を上限とする。

※期末手当を支給する場合は、理事長の承認を得て支給することができる。

3. 常勤役員の報酬等は次のとおりとする。

役 位	満 55 歳から満 60 歳達齡		満 61 歳・満 62 歳		満 63 歳から満 65 歳達齡	
	月額	年額	月額	年額	月額	年額
会長・副会長	85万円	1020万円	60万円	720万円	60万円	720万円
理事長	85万円	1020万円	85万円	1020万円	70万円	840万円
副理事長	82万円	984万円	57万円	684万円	57万円	684万円
専務理事	78万円	936万円	54万円	648万円	54万円	648万円
常務理事	65万円	780万円	45万円	540万円	45万円	540万円

※任期の年齢基準は4月1日。（事業年度の最終の定時評議員会の終結の時まで）

(費用弁償)

第3条 役員等が、職務のため旅行等をした場合は、当該役員等に対し、旅費に相当する額を費用弁償する。

(補 則)

第4条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が理事会の承認を得て別に定める。

附則

この規程は、平成5年4月12日より施行する。

平成24年6月14日改訂

平成27年6月26日改訂

平成28年6月3日改訂

平成29年6月2日改訂

平成29年6月28日改訂

2023年6月27日改訂